

2013 春 号

発 行

和歌山県消費生活センター 〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F TEL 073-433-1551

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ http://www.wcac.jp/

5月は消費者月間です!

~みんなで守ろう くらしの安心~

県では、消費者月間事業の一環として、テレビやラジオでお馴染みの角淳一さんと 生活経済ジャーナリストのいちのせかつみさんをお招きして、講演会を開催します。 私たちのくらしと切っても切れない関係にあるお金について、一緒に楽しく学んで みませんか。

消費者月間•金融経済講演会

角さんを聞刻 笑って楽し≪生きでい≪ ≪転ばめ先のお金学≫

入場 無料 手話通訳 あります

【**開催日時**】 平成25年5月18日(土) 13:30~15:40

【開催場所】 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階ホール

和歌山市北出島1丁目5-47 (和歌山ビッグホエール北側)

【定 員】 先着250名(事前申込要)

※「参加証」を郵送します。

【申込方法】 ①郵便番号・住所 ②氏名 ③電話番号

④参加人数 を記載して、ハガキまたは

FAXでお申込み下さい。



フリーアナウンサー 角 淳一氏





生活経済ジャーナリスト いちのせ かつみ氏

【お申込み・お問い合わせ先】

和歌山県金融広報委員会(県消費生活センター内)

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階 TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904

貴金属などの「訪問購入(押し買い)」に規制

~ 特定商取引法 平成25年2月21日改正 ~

「自宅に押しかけた業者に貴金属を強引に買い取られた」「夜間、しつこく貴金属を売るよう迫られた」 「貴金属を売った後、返してもらおうと連絡すると、もう溶かしてしまったと言われた」など、突然自宅を 訪れる貴金属等の買い取りサービスに関する相談が全国の消費生活センターに多数寄せられました。

これを受け、今回の特定商取引法の改正により、訪問販売や電話勧誘販売と同じように、『訪問購入(い わゆる押し買い)』について勧誘方法などが規制されることになりました。



改正のポイント

1. 飛び込み訪問による勧誘の禁止など

- ・売り主たる消費者からの依頼がない飛び込みでの勧誘は禁止
- ・消費者から査定(見積依頼)の訪問要請を受けた場合も、買い取りを勧誘することは禁止
- ・消費者が断った場合は、再度勧誘することを禁止

2. 契約書面の交付が義務に

・物品の種類、価格、物品の引渡時期等、契約内容を明確にする事項を記載した書面 が交付されます。

3. クーリング・オフが可能に

- 業者から契約書面を受け取ってから8日間は、無条件で契約の解除ができます。
- ・クーリング・オフ期間中は、業者に物品の引渡を拒むことができます。

※ただし、以下の5品目は規制の対象になりません。

自動車(二輪を除く)

家具

大型家電

本・CD・DVD・ゲームソフト

有価証券



知って得する「トクQちゃんクイズ」

国産牛は日本のみで育った牛と思いがちですが、外国で育った牛も国産品となる場合があります。次のような場合、国産品はどれでしょう?

- ①A国で12カ月、国内で10ケ月育った
- ②A国で8カ月、B国で10カ月、国内で9カ月育った
- ③A国で8カ月、B国で9カ月、国内で10カ月育った

(答えはどこかにあるよ)

気をつけてい話しが違う通信回線の電話勧誘

「電話で通信回線の勧誘を受け、安易に返事をしたら、契約が成立していた」というケースが 増えています。口頭でも契約は成立しますので、注意しましょう。

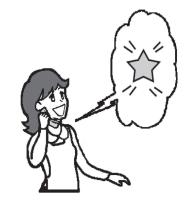
【相談事例1】 安くなると言われたが、実際は違っていた

電話通信会社の代理店から「インターネットを光回線にしないか」と電話があった。「今ならキャンペーン中なので、工事費無料、月々の電話料金も安くなります。」としつこく勧誘され、電話で了承し、工事日を決めた。しかし、後日送られてきた契約書をみると、むしろ高くなることがわかり、代理店に断りの電話をかけたが、すでに契約は成立していると断られた。

【アドバイス】

★光回線をはじめとする電気通信サービスは、「電気通信 事業法」により、特定商取引法の適用除外となっていま す。電話勧誘であってもクーリングオフの適用はありま せん。

また、電話で「契約する」と伝えただけでも契約は成立 しています。



★代理店の強引な勧誘があった場合、電話通信会社によっては、工事日前なら解約に応じる場合もありますので、解約希望なら早急に電話通信会社に連絡するのがいいでしょう。

【相談事例2】 解約したら、違約金を請求された

電話通信会社の代理店から電話で「料金が安くなる」と言われ、現在の契約に付加して、 割り引きサービスの契約をした。その後、他社の電話通信会社に乗り換えたところ、違約金 が発生した。

【アドバイス】



★月額料金が割安になるプランで契約した場合、解約時に違約金がかか ることがあります。

(例:割安になるかわりに、2年間継続しなければならず、中途解約には違約金がかかる等)

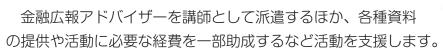
電話ではキャンペーン中などとメリットばかりが強調され、利用条件 について説明がなかったり、あったとしても電話の説明だけでは、理解できない場合がありますので、電話では即答せず、書面で説明を受けるなどし、慎重に検討することが大切です。

和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

次るぽると

"金融学習グループ"を募集しています!

金融学習グループは、くらしに身近な金融経済や生活設計などをテーマに自主的に学ぶためのグループです。気の合った仲間同士で勉強してみませんか?



- ◇人数は、原則として15名以上とします
- ◇活動計画を作成の上、最低年6回の学習会を開催
- ◇設定期間は、原則1年間(活動実績に応じて3年間まで延長可)
- ◇活動経費を一部助成(使途制限あり)



<学習テーマ> 例えば・・・

- ・子どもの健全育成と金銭教育
- ・金融商品の見分け方
- ・多重債務の問題点と対処法

- ・悪質商法の被害に遭わないために
- ・住宅ローンの基礎知識
- ・医療、生命保険制度のイロハ

- ・高齢化社会に向けての生活設計
- ・家計簿記帳の必要性
- ・資産運用の基本的な考え方

詳しくは、和歌山県金融広報委員会事務局(073-426-0298)まで、お気軽にお問い合せ下さい。

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での ご相談・お問い合わせは お近くの市町村 消費生活相談窓口か 県消費生活センターへ (相談は無料です)

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】平日午前9時~午後5時 (土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談(電話相談のみ) 【開設時間】午前10時〜午後4時 TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943



¥42 [X14944041]

